

ジブラルタ生命の 指定代理請求特約

特約保険料は
**必要
ありません**

受取人ご本人が保険金等を請求できない事情があるとき、
代理人が請求いただける特約です。

保険金や給付金等の請求ができない場合

ケース①

お客さま(受取人)が
重度の障害状態等で、
**ご自分の意思を
伝えられない場合**



ケース②

お客さま(受取人)が
医師から、
**がん等病名の告知を
受けていない場合**



指定代理請求人による請求が可能です

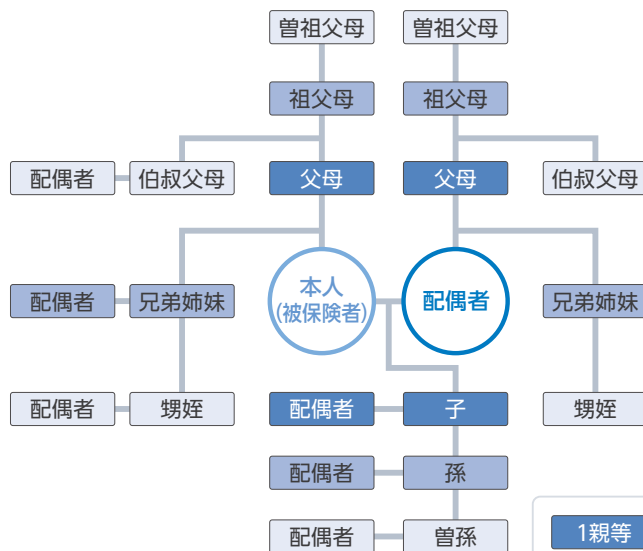
あらかじめ契約者が**指定した
代理人**の方から
保険金等の請求ができます。

指定できる指定代理請求人は
つぎの範囲の方から1名です。

- ① 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 主契約の被保険者の3親等内の親族
- ③ 主契約の被保険者と同居し、
または生計を一にしている①②に
準ずる者としてジブラルタ生命が
認めた者(*)
- ④ ①②③のほか、主契約の被保険者の
ために保険金等を請求すべき
相当な関係があるとジブラルタ生命が
認めた者(*)

(*) 内縁関係(事実婚)にある配偶者や同性パートナー、
4～6親等の血族等(証明のためにジブラルタ生命
所定の書類が必要となる場合があります。)

<ご参考：3親等内の親族>



※4～6親等の血族については、裏面をご覧ください。

1

2

主契約の**被保険者**が**受取人**となる、
ほとんど全ての保険金等が
対象となります。



ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



くわしくは・・・

指定代理請求人について

- 指定代理請求人は1名とし、保険金等の請求時においても表面1の①～④の範囲内であることが必要です。
- 契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、表面1の①～④の範囲内で指定代理請求人を指定・変更することができます。
- この特約による代理請求を確実にするため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

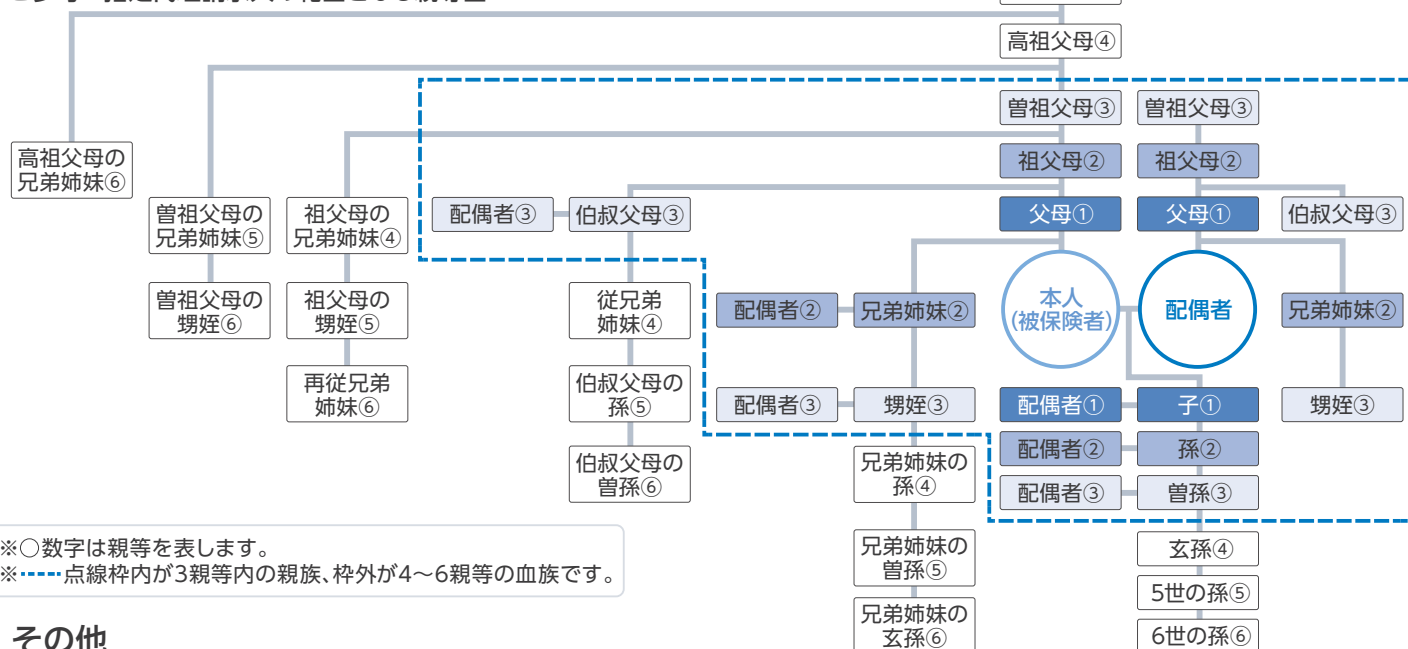
代理請求できる保険金等について

- この特約の対象となる保険金等はつぎの範囲内となります。
 - (1) 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
 - (2) 主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
 ※保険金等には、給付金、年金等を含み、給付の名称のいかんを問いません。

代理請求が可能なケースについて

- 指定代理請求人による代理請求
 - (1) 保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとジブラルタ生命が認めた場合
 - (2) 保険金等の受取人がジブラルタ生命が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他、(1)または(2)に準じる状態であるとジブラルタ生命が認めた場合
- 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求
 上記(1)～(3)のいずれかに該当し、さらに指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者)が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が保険金等の請求時において、表面1の①～④の範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合

<ご参考：指定代理請求人の範囲となる親等図>



その他

- この特約を付加している場合、すでに締結した主契約または特約において、保険金等の受取人の生存中における代理請求を認める規定がすでにある場合であっても、その規定を適用せず、この特約の規定によりお取扱いします。
- すでにご契約いただいているお客さまもこの特約を中途付加していただくことで、ご利用いただけます。
- 保険金等の受取人が法人の場合、この特約は付加できません。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター

0120-37-2269

通話料
無料ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

<お問合せ先(担当者)>